

令和3年4月26日

生徒、保護者の皆さまへ

大阪府立みどり清朋高等学校  
校長 實田 康彦

### 緊急事態宣言下における今後の教育活動等について（通知）

日頃から本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき誠に有難うございます。

さて、皆さまにはご存じの通り、4月23日付けで大阪府等が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域とされました。

その決定を受け、府教育庁からの通知により、4月25日（日）から5月11日（火）までの緊急事態宣言下の教育活動等については、下記のとおりといたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

府内の医療提供体制が極めてひっ迫している中、感染拡大を食い止めるためには、不要不急の外出の自粛、人出の抑制、人が集まる行動自体の抑制が必要となっています。皆さまには健康管理にご留意いただき、引き続き、感染拡大防止の徹底へのご協力をよろしくをお願いいたします。

### 記

#### 1. 基本方針について

- (1) 感染症対策のさらなる徹底を図りながら、分散登校や短縮授業は行わず、通常形態で教育活動を継続する。
- (2) 感染リスクの高い教育活動は実施しない。
- (3) 新型コロナウイルス感染症が感染拡大していること、家族に体調不良者やPCR検査受検者がいることなどにより登校に対する不安がある場合や、発熱、風邪の症状があるなどの場合、「出席停止」とし欠席扱いとしないことがある。  
※その際、必ず学校にご連絡ください。  
※登校後、「欠席理由に関する報告書」を配付します。その報告書をもって判断しますので必要事項・保護者名の記入、捺印の上、配付より一週間以内に、担任にご提出ください。
- (4) 宿泊や府県間の移動を伴う教育活動、また、府内における校外での教育活動は、中止または延期とする。
- (5) 校内での学校行事等のうち、体育祭等感染リスクの高い活動については、中止または延期とする。  
また、期間中における保護者等を招いての行事等は原則禁止とする。
- (6) 部活動は原則休止とする。
- (7) 不要不急の外出※1及び都道府県間の移動は自粛するとともに、下校時において、生徒どうしによる飲食は厳に慎むこと。

※1 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外

裏面につづく

## 2. 感染症対策の徹底について

### (1) 基本的な感染症対策の徹底

- ① マスクの着用    ②手洗いの徹底    ③換気の徹底

### (2) 健康観察の徹底

- ① 登校前の検温・健康観察の徹底（生徒、教職員等）
- ② 「発熱がある」「咳などの風邪の症状がある」など体調が悪く感染の可能性が考えられる場合は、登校せずに直ちに医療機関に受診してください。
- ③ 教職員も発熱など風邪症状があるときは休みを取り受診します。

### (3) 昼食時について（生徒自身の感染防止の心構えが重要です）

- ① 食事の前後の手洗いの徹底。
- ② 教室で机を向かい合わせにしない、「黙食」（黙って食べる）の徹底。
- ③ 食事が終われば直ちにマスクを着用する。  
※食堂は、安心して食事ができるよう机の間隔を十分に取り、換気の徹底や受け渡し口での感染防止対策の徹底などに努めていただいています。

### (4) ご家庭での感染防止について

不要不急の外出の自粛などの感染防止に加え、ご家族でPCR検査を受けられる方がおられる場合は、特に健康観察にご注意され、登校について慎重にご判断ください（学校にご相談ください）。

生徒が濃厚接触者になった場合や、PCR検査を受けることになった場合には、登校せず、すぐに学校にご連絡ください。こうした場合、「出席停止」となり欠席扱いとはいたしません。

## 3. 教育活動上の対応について

### (1) 当面の行事予定の変更等について

- ① 6月4日（金）に予定していた「体育祭」は、延期します。
- ② 5月15日（土）に予定していた「PTA総会」は、延期します。
- ③ 「学年別 進学説明会・就職説明会（4/24 実施予定）」は延期としました。
- ④ 「PTA役員・実行委員会（4/24 実施予定）」は延期としました。
- ⑤ 「校外学習（4/30 実施予定）」は延期としました。

※ ①から⑤の実施時期・方法等については検討中です。後日、決まり次第改めて連絡いたします。

### (2) 感染リスクの高い教科活動について

長時間にわたり、密集又は近距離で対面形式となる活動は実施しない。

### (3) 部活動は原則休止とする。

公式の大会やコンクール等への参加、及び、参加に向けて学校が必要と判断した活動は、以下を遵守したうえで可能とする。

- ①活動内容を精選し、活動時間を平日1時間程度、休日2～3時間程度以内とする。
- ②練習試合や合同練習は禁止とする。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、今後も必要に応じて予定の中止・延期等の変更を行うことがあります。その際、改めて連絡いたしますので、ご留意のほどよろしくお願いいたします。

<連絡・問合せ先> 電話 072-987-3302 教頭 鈴木 勇